

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 宮川 麻紀

宮川麻紀氏の論文『日本古代社会と流通経済』は、日本古代の律令国家による市と流通の掌握に焦点をあてて、日本と唐の律令制における市支配の相違点をふまえ、地方の官設市が設けられなかった日本律令国家の流通掌握の特質とその限界について、新たな見通しを提示した基礎的な研究成果である。とくに宮都の中央市と諸国の地方市を総体として捉え、日唐の市制度の比較の上に、日本律令国家による地方市支配の限界や地方流通経済の実態を明らかにした点に、新しい達成をもたらしたといえる。

第一部「律令国家と市」では、官設市をめぐる日本と唐の律令制度の比較に新知見をもたらし、唐が京や諸州県に官設市を置いたのに対して、日本では京のみに官設市を置き、地方では国司が郡の在来市を利用したことを指摘する。京の市が天皇への奉仕という性格をもつこと、地方諸国の市では価格統制が機能しなかったことなど、日本律令国家による市掌握の特質や流通経済の地域の実態の解明に成果を挙げている。

第二部「王権と流通経済」では、畿内交通の要地であるチマタの市が、近接して置かれた王宮の付属施設として取り込まれた展開を明らかにし、畿内ミヤケを継承して王権が設けた交易拠点、各地の「宅」となって律令官司の経済活動で利用され機能したことを解明した。律令官司による流通の掌握が、王権に起源する展開を明らかにした点は、有益な指摘として注目される。

第三部「流通経済と地方社会」では、律令国家が市司を置いて管理したのは京の市のみであり、地方の市では、市司が価格を定める律令制の估価の制は行われず、交易の実態は郡司・郡雑任に委ねられていたことを、実証的に明らかにした。また地方では、律令制の估価や十世紀に定められる估価法は適用されず、中央への貢進物の交易価格は、各国の相場である「国例」により交易されたことを明示する。

さらに地方・郡における流通の実態への具体的論及が望まれるものの、地方の流通経済が国司の影響下にあったとみる従来の説に対して、地方の市・交易に対する律令国家の掌握に限界があったことを明解に示した点などで、本論文は古代流通の研究に有益な基礎をもたらしたといえることができる。

よって、本論文は博士(文学)の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。